

日本の国際協力の在り方 ～国際協力機構の取組みを例に～

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
キャピタル・マーケット・グループ長 木崎 慎也

【本稿のポイント】

- ・ 国際協力機構 (JICA) は日本の政府開発援助 (ODA) を担う世界最大規模の二国間援助の実施機関
- ・ JICAは、人々、地球、豊かさ、平和の4つの切り口で開発途上国の自立と社会の安定を支えるべく、技術協力・有償資金協力・無償資金協力の主に3種類の事業を行っている
- ・ 日本や世界全体を取り巻く環境は不安定性が益々高まる中、日本経済の安定・成長や日本にとって望ましい国際環境の創出の観点で、ODA推進の重要性は高まっている。国際社会の平和と日本の国益の両面に通ずる政策として、ODAは引続き推進されるべき

はじめに

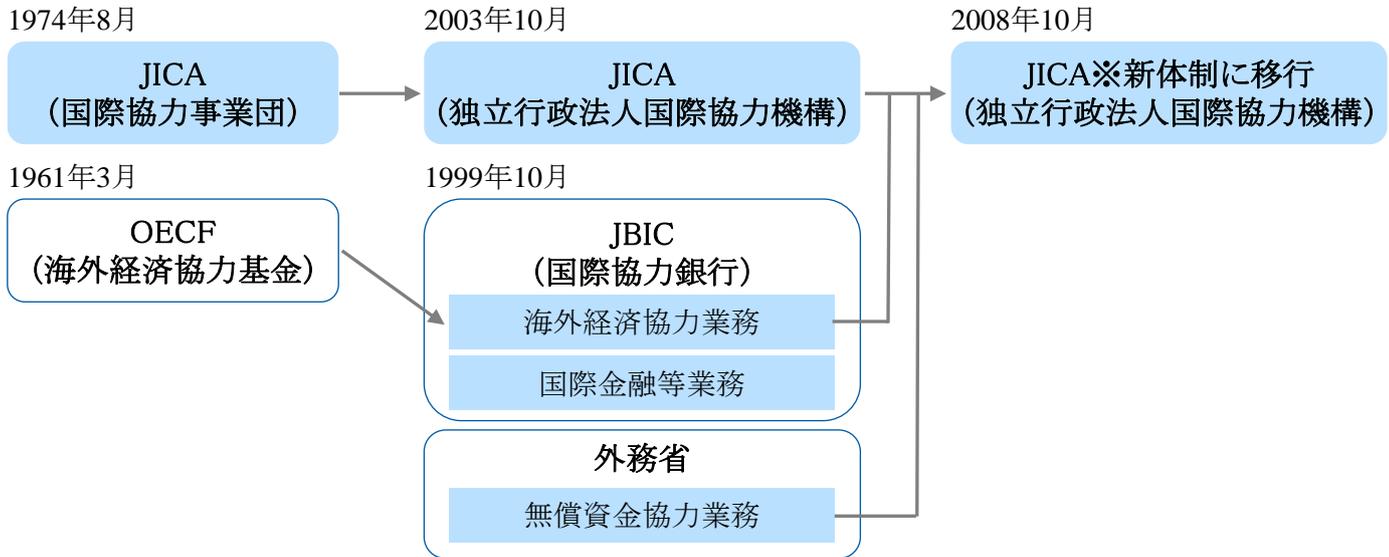
気候変動、情勢不安、感染症、貧困・格差の拡大等、国際社会が直面する課題は一層複雑化・長期化する中、昨今においては人道的側面にとどまらず、世界経済や国際金融市場の安定性に直接的な影響を及ぼしつつあり、弊社としても今まで以上に関心を高めている。このような、日本が開発途上国と協力しながら開発課題や地球規模の課題に対処し、国際社会を安定に導く重要性が高まる局面下、国際協力機関の存在意義が世界的に益々高まっている。本稿では、こうした国際協力機関のうち、日本の国際協力関連事業の中核を担う国際協力機構 (以下: JICA) に焦点を当て、その役割と事業内容、また取組みについて取り上げることとした。

JICAの役割

JICAは、日本政府の政府開発援助 (以下: ODA (Official Development Assistance)) を担う世界最大規模の二国間援助実施機関である。日本は約70年間ODAの実施を通じて国際社会の責任ある一員として地域や世界の様々な課題への取組みに貢献してきたが、この内、JICAは前身である国際協力事業団の時代を含め、50年以上ODAの実施に心血を注いでいることになる。日本自身の平和と繁栄を築いていく上でも、ODAの実施を通じて、JICAは大きな役割を果たしてきたと言えよう (沿革の詳細は次頁図表参照)。

日本の国際協力の在り方 ～国際協力機構の取組みを例に～

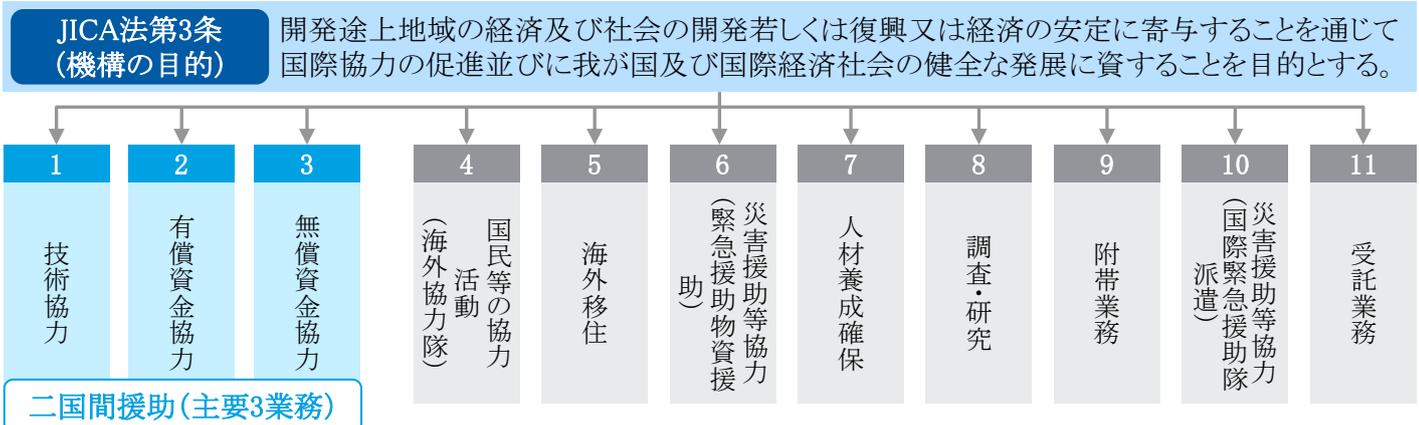
JICAの沿革



JICAの事業内容及び取組み

JICAは、開発協力大綱の下で「人間の安全保障」と「質の高い成長」の実現をミッションに据え、ビジョンとして「信頼で世界をつなぐ (Leading the world with trust)」を掲げている。これは、人々が明るい未来を信じ、多様な可能性を追求できる「自由で平和かつ豊かな世界」を目指し、パートナーと手を携えて信頼の絆を広げていくという、JICAの意思を端的に表した言葉である。この下で、JICAが強みとしているのが、技術協力・有償資金協力・無償資金協力という3つの援助手法を一元的に手がけ、必要に応じて組み合わせながら協力を設計・実施できる点である。開発途上国が抱える課題は、資金だけでも、技術だけでも解けないことが多い。3手法を状況に応じて使い分け、組み合わせることで、より速く、より効率的に、そして持続性の高い協力を繋げている。次頁よりそれぞれの協力形態を紹介していきたい(次頁に続く)。

JICAの業務範囲



日本の国際協力の在り方 ～国際協力機構の取組みを例に～

技術協力は日本の技術・知識・経験を活かし、研修員の受入れや専門家の派遣等を通じて、開発途上国の担い手となる人材育成を後押しする。また、有償資金協力では低金利かつ返済期間の長い緩やかな条件で融資をする一方で、無償資金協力¹は、返済義務を課さない形で資金を供与し、基礎的な生活や社会の土台を“目に見える形”で整える協力であり、特に所得水準の低い国々の基盤整備に活用されている。経済社会基盤の整備が不十分な国々にとって、インフラ整備などには大きな資金が必要となるが、有償資金協力は無償と比べて大規模な支援を行いやすい特徴がある。以下からは無償資金協力の具体例として、「教育のデジタル化」という観点で、パレスチナ向け無償資金協力「遠隔教育機材整備計画」を紹介していきたい(技術協力と有償資金協力の事例は以下写真を参照いただきたい)。

パレスチナでは学校数不足等から二部制・三部制の授業を余儀なくされ、さらに不安定な治安情勢の下で通学が制限されることもあり、学習機会の確保が喫緊の課題となっていた。本事業では、ヨルダン川西岸地区の教育テレビ局等にデジタル教材制作のための撮影機材を整備するとともに、学校側にも遠隔授業等に対応できる視聴覚機材やICT機材を整備し、初等教育の学習環境の改善を図っている。加えて、学校ではインタラクティブフラットパネルやPCを備えた「スマート教室」の整備も想定され、授業での活用に加え、自主学习や教員の能力強化、教材作成にもつながる設計となっている。

技術協力で人と制度を育て、無償資金協力で基礎的な整備を支え、有償資金協力で大規模投資を後押しする。JICAはこれらを単独で用いるのではなく、現場の課題に応じて組み合わせ、実行から定着までを見据えて協力を組み立てることで、「信頼で世界をつなぐ」というビジョンを具体的な成果へとつなげている。

技術協力や有償資金協力におけるJICAの取組み(一例)

▶ 技術協力に関する取組み(例:母子手帳事業)



パレスチナやインドネシア等において、母子の継続ケアを支える母子健康手帳の開発・普及を支援している

▶ 有償資金協力に関する取組み(例:デリー高速輸送システム建設事業)



インドのデリー首都圏では、大量高速輸送システム(地下鉄等)の延伸・新設や車両調達を行う円借款事業を実施。交通渋滞の緩和や自動車公害の低減を通じて都市環境の改善が期待されている

注1 外交政策の遂行上の必要から外務省が引き続き自ら実施するものを除く
出所 機構HP及び外務省HPを基に三菱UFJモルガン・スタンレー証券作成

日本の国際協力の在り方 ～国際協力機構の取組みを例に～

JICA事業の根底にある
JICAグローバル・アジェ
ンダ

もともと、前項にて紹介した3つの援助手法はあくまで手段であり、重要なのは、それらを用いて「どの課題領域で、どのような中長期の成果（アウトカム）を狙うのか」である。JICAはこの点を明確にするため、SDGsの枠組みも踏まえつつ、開発課題ごとの目標とアプローチを整理した「JICAグローバル・アジェンダ（課題別事業戦略）」を整備している。

JICAグローバル・アジェンダ（課題別事業戦略）

▶ 4つの切り口と20の課題別事業戦略

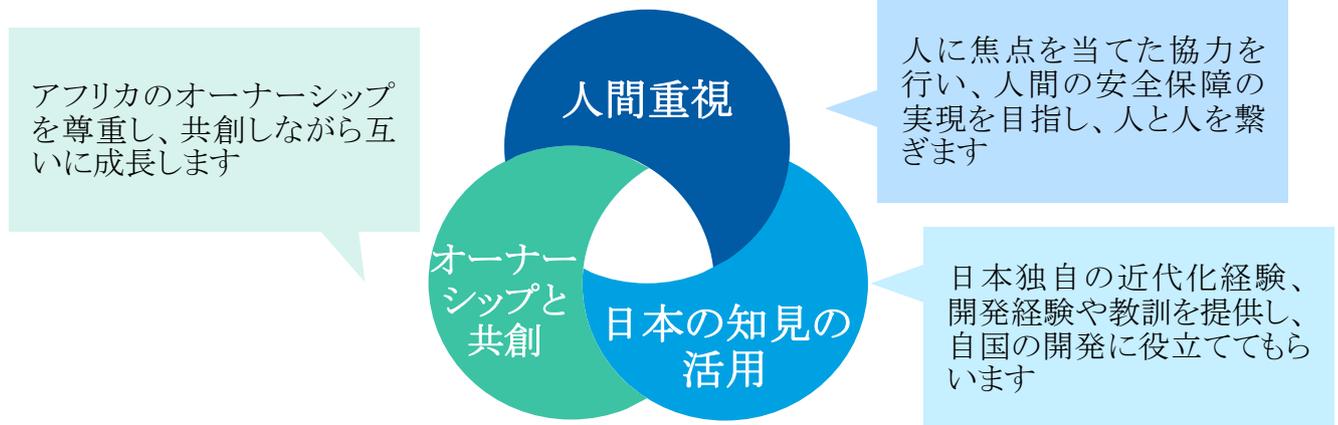
Prosperity 豊かさ	People 人々	Peace 平和	Planet 地球
途上国において経済成長の基礎や原動力となる質の高いインフラ整備や安定的なエネルギー供給、産業の育成や農民の生計向上などを支援。持続可能かつ強靱で豊かな社会を実現します。	すべての人々に、安定的な保健医療サービスや感染症対策、栄養の改善、質の高い教育などを支援。子ども、障害者等の脆弱者が包摂され、誰ひとり取り残さない社会を実現します。	自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値を共有し、安定・安全が確保された平和で公正な社会を実現します。ジェンダー平等を推進し、デジタル技術を課題解決に活かします。	国際社会が一丸となって取り組まねばならない、気候変動や環境問題等の地球規模の課題に対応し、深刻な影響が懸念される途上国において、持続可能かつ強靱な社会を実現します。
<ul style="list-style-type: none"> 1 都市・地域開発 2 運輸交通 3 資源・エネルギー 4 民間セクター開発 5 農業・農村開発（持続可能な食料システム） 	<ul style="list-style-type: none"> 6 保健医療 7 栄養の改善 8 教育 9 社会保障・障害と開発 10 スポーツと開発 	<ul style="list-style-type: none"> 11 平和構築 12 ガバナンス 13 公共財政・金融システム 14 ジェンダー平等と女性のエンパワメント 15 デジタル化の促進 	<ul style="list-style-type: none"> 16 気候変動 17 自然環境保全 18 環境管理 19 持続可能な水資源の確保と水供給 20 防災・復興を通じた災害リスクの削減

他地域と比し貧困率の高いアフリカ開発の事例を本項では取り上げたい。JICAがアフリカを重視する背景には、アフリカが将来の人口動態と若い世代の厚みにより大きな潜在力を持つ一方で、食糧・債務・気候変動・国際情勢の激変といった複合的危機の影響を受けやすく、そのしわ寄せが人々の生活基盤に集中しやすいという現実がある。このような「可能性」と「脆弱性」が同居する地域に対し、短期の危機対応に留まらず、危機の連鎖を断ち切る強靱性（レジリエンス）を高め、長期の発展軌道へ繋げることが国際社会全体の安定にも資するという問題意識が根底にある。

その際にJICAが大切にしているのは、外部から一方的に解決策を持ち込むのではなく、現地の制度や人材、社会的背景を尊重し、多様な関係者と協力して、持続可能な解決を“共に創り上げていく”姿勢である。危機が重なるこの時代において、支援を一過性のイベントではなく、信頼の蓄積として継続することが重要である。現場で成果が根付き、自走するまで伴走し続けることこそが、相手国の自立と社会の安定を支えると同時に、国際社会の不確実性を下支えする。JICAのアフリカ協力は、この長期的な信頼を軸に、JICAグローバル・アジェンダの重点領域を束ねながら、官民の資金・技術・知見を呼び込み、開発インパクトの拡大を図る営みとして展開されている。

日本の国際協力の在り方 ～国際協力機構の取組みを例に～

JICAアフリカ協力の特徴



最後に

冒頭の通り、昨今の国際社会は気候変動等の地球規模課題が深刻化している他、地政学リスクの高まり等を踏まえ、歴史的転換期を迎えようとしている。特に、日本は資源に乏しく少子高齢化問題にも直面している中、そもそもの国力の増強に加え、対外的な関係構築等を通じ、日本の在り方を改めて見直していかなければならない局面にある。

これからの不安定な世界を見据えた日本経済の安定・成長の観点では、エネルギーや食糧の確保及び日本企業の海外展開、また、日本にとって望ましい国際環境の創出の観点では、海外との二国間関係の強化等の重要性が増している。世間ではODAの必要性に懐疑的な声も一部聞かれるが、こうした日本を取り巻く状況を踏まえると、昨今の不安定な時代だからこそ、国際社会の平和のみならず日本の国益にも通ずるとして、ODAを推進していくべきであろう。

特に、2025年8月に実施されたアフリカ開発をテーマとする国際会議である第9回アフリカ開発会議(TICAD9)において、JICAもアフリカ開発に係る取組みを提示しているが、最も潜在的成長性が高いアフリカ地域の開発及び投資は、ODAの推進力を加速させていくにあたり、深い意義があると考ええる。

弊社も、MUFGの一員として、2021年9月にアフリカ輸出入銀行への融資スキームを実施する等、アフリカ地域における金融支援を実施している他、MUFGとしては上記TICAD9において、アフリカへの投融資を促進するためのイベントをアフリカ貿易投資開発保険(ATIDI)及び日本貿易保険(NEXI)と共に開催した。このように、弊社及びMUFGはアフリカ開発、ひいてはODA推進の必要性・重要性を感じており、金融の側面から支援を行うことが使命の一つであると考えている。これからも資本市場の機能を通じて資金の循環を支え、開発途上国の持続的成長に向けた支援、ひいては世界全体の国際協力の推進を、金融の側面から後押ししてまいりたい所存である。

金融商品取引法第37条(広告等の規制)に基づく表示/ディスクレマー

留意事項

本資料は発行体の債券発行プログラム、アニュアルレポート、ホームページ等から取得したデータを基に作成したものであり、データとなる原文が日本語でない場合は原文の記述が優先します。弊社は情報の内容について最善を尽くすよう努力しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、本資料は投資判断の参考となる情報の提供を目的としたもので、投資勧誘を目的としたものではありません。銘柄選択、投資の最終決定はお客様ご自身で判断なさるようお願い致します。

(手数料等について)

本資料に取り上げられている発行体が発行する債券を当社が相手方となりお買付けいただく場合は、購入対価をお支払いいただきます。

なお、商品によっては所定の手数料等をご負担いただく場合があります。手数料等は商品毎に異なりますので、ご購入される場合は当該商品の契約締結前交付書面や目論見書またはお客さま向け資料をよくお読みください。

(格付について)

信用格付のうち、(◆)が付されている信用格付業者は金融商品取引法第66条の27の登録を受けていない信用格付業者です。当該信用格付業者より取得の信用格付については、別途ご案内の「無登録格付に関する説明書」をご確認ください

(債券の一般的なリスクについて)

債券の価格は、市場の金利水準の変化に対応して変動しますので、償還前に換金する場合には、損失が生じるおそれがあります。

外貨債債券は、為替相場の変動等により損失が生じる恐れがあります。

・信用リスク

発行者(又は保証会社等)の経営及び財務の状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により価格が上下し、途中売却の場合に投資元本を割り込むことがあります。

また、信用状況の悪化等により、元本や利金の支払いが滞ったり、支払い不能が生じることにより、元本を欠損するリスクがあります。

・その他のリスクの詳細については、個別の契約締結前交付書面等をご覧下さい。

有価証券の引受契約等(有価証券の引受け、有価証券の売出し、有価証券の募集若しくは売出しの取扱又は私募の取扱いを含みます。)に関するご留意事項(金融商品取引法第37条の規定により表示するものです。)

(手数料等について)

引受契約等に関し、引受手数料等をご負担いただきますが、引受形態、取引種類によって異なります。また募集・売出しに申し込まれる投資者への販売価格と発行会社・売出人への払込金額の差額の総額を引受証券会社の手取金とし、引受手数料等はいただかない場合があります。

(リスクについて)

募集・売出し等につきましては、株式相場、金利水準、為替相場等の変動および発行会社の財産の状況の変化等により、募集・売出し等の延期、中止を余儀なくされ、予定の資金調達が行えない可能性がありますので、あらかじめご理解願います。

また、売出しについては、売出価格が取得価額を下回るることによって損失が生じる恐れがありますので、あらかじめご理解願います。

(商号等)

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2336号

(加入協会)

日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本STO協会

本書は、情報提供のみを目的として作成されたものです。貴団体におかれましては、ご提案させていただいているお取引その他に関する決定、契約、確約その他の行為に関する最終的なご判断をなさる際に決して本書に依拠されることのないように、また、本書をご使用なさぬようお願いいたします。貴団体、貴団体の取締役、役員、従業員、代理人及び関係会社は、本書及び本書に関連して口頭で提供された情報を守秘するものとし、当社の事前の書面による同意がある場合を除き、その全体であると一部であることを問わず、第三者に対してこれを伝達もしくは開示すること、これを複製もしくは配布することやこれを公表することはできません。貴団体が本書の対象とする受取人ではない場合には、すべての写しを直ちに削除及び破棄するようお願いいたします。

本書及び本書に記載されている分析は、部分的に、一定の仮定及び受取人、受取人の取締役、役員、従業員、代理人、関係会社及びその他の情報源から当社が入手した情報に基づいて作成されています。当社が当該仮定及び情報を使用したことは、当社が当該仮定や情報を独自に検証したこと、または当社が当該仮定や情報に必然的に同意することを示すものではなく、当社は本書の目的においては、当該仮定及び情報が正確かつ完全であると仮定し、かかる正確性及び完全性に依拠しています。当社、当社の関係会社、当社または当社の関係会社それぞれの役員、従業員及び代理人は、本書、本書に関連して口頭で提供された情報または作成されたデータの正確性または完全性について、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切表明及び保証は行わず、当該情報に関連して一切責任、義務または負担(直接的であるか間接的であるかは問わず、契約によるものか不法行為その他によるものかは問わない)は負いません。当社、当社の関係会社、当社または当社の関係会社それぞれの役員、従業員及び代理人は、本書、本書における誤りまたは本書からの省略に基づく場合があり得るいかなる責任についても、これを負わないことを明記します。当社、当社の関係会社、当社または当社の関係会社それぞれの役員、従業員及び代理人は、取引が本書に記載されている条件または本書に記載されている状態により実施されたかもしくは実施されること、または将来の見通し、経営目標、概算、予想または収益(もしあれば)が達成されることもしくはこれが合理的であることについて、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切表明及び保証は行いません。本書に記載されている見解または条件は予備的なものであり、本書の日付時点で有効である財政、経済、市場及びその他の状況に基づくものであり、変更される可能性があります。当社は、本書に記載されている情報を更新する義務または責任は負いません。過去の実績が必ずしも将来の実績を保証または示唆するものとは限りません。

本書及び本書に記載されている情報は、証券もしくは商品または関連するデリバティブ商品の売却の申込み、または購入の申込みを勧誘するものではなく、取引に関してファイナンスを提供すること、ファイナンスに関してシンジケートを組成すること、もしくはファイナンスをアレンジすること、取引に関して引受を行うこと、取引に関して購入を行うこと、取引に関して代理人、アドバイザーその他の資格において行為することもしくは資金をコミットすること、または取引戦略へ参加することの申込みまたは確約を構成するものではなく、受取人に対する法律上、規制上、会計上または税務上のアドバイスを構成するものではありません。本書の内容に関しては、独立した第三者に法務、規制、会計及び税務に関する助言を求められることをお勧めいたします。本書は、当社または当社の関係会社によるファイナンシャル・オピニオンまたは推奨を構成するものではありません。当社または当社の関係会社によるファイナンシャル・オピニオンまたは推奨と解釈されるべきものではありません。本書はリサーチ・レポートではなく、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(以下、「MUMSS」といいます)、モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インコーポレーテッド、モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社(以下、「MSMS」といいます)またはそれぞれの関係会社の調査部門等により作成されたものではありません。

上記に拘わらず、本書の各受領者(並びにその従業員、代表者及び代理人)は、議論の開始時から何ら制限を受けることなく、何人に対しても取引の米国連邦州所得税に関する処理及び税務ストラクチャー並びに当該税務処理と税務ストラクチャーに関連して提供された書類全て(意見書その他の税務分析に関するものを含む)を開示することができます。本段落において、「税務ストラクチャー」とは取引に関する米国連邦州所得税の処理に関連する事実上限定され、両当事者、両当事者の関係会社、代理人またはアドバイザーに関する情報は含まれません。

本書は、MUMSS及びその関係会社により提供されるものです。本書または本書に記載されている情報に関しては、貴団体の地域にある認可を受けたMUMSS及びその関係会社までご連絡ください。但し、準拠法によりその他の手段が認められている場合はこの限りではありません。なお、当社と株式会社三菱UFJ銀行及びモルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社は別法人です。